

吸収分割に関する事前開示書面

(分割会社／会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に規定する書類)

2025 年 10 月 29 日

株式会社グッドライフカンパニー

株式会社グッドライフカンパニー（以下、「分割会社」という。）及び株式会社グッドライフカンパニー分割準備会社（以下、「承継会社」という。）は、2025 年 10 月 15 日付で分割会社と承継会社との間で締結した吸収分割契約書に基づき、2026 年 1 月 1 日を効力発生日として、分割会社の不動産投資マネジメント事業に関して有する権利義務を承継会社が承継する吸収分割（以下、「本件分割」という。）を行うことといたしました。

本件分割に関する会社法第 7 8 2 条第 1 項及び会社法施行規則第 1 8 3 条に規定する事項は、下記のとおりです。

本件分割に関する事前開示書面：目次

1. 吸収分割契約の内容（会社法第 7 8 2 条第 1 項）
2. 分割対価の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 1 8 3 条第 1 号）
3. 新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 1 8 3 条第 3 号）
4. 承継会社に関する事項（会社法施行規則第 1 8 3 条第 4 号）
5. 分割会社に関する事項（会社法施行規則第 1 8 3 条第 5 号）
6. 効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 1 8 3 条第 6 号）

以 上

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項）

別紙1のとおりでございます。

2. 分割対価の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号）

本件分割に際し、承継会社は新たに普通株式1,000株を発行し、その全てを分割会社に対して割当交付いたします。

分割会社が本件分割に際して交付される株式の数につきましては、分割会社が承継会社の発行済株式の全部を所有しており、かつ、本件分割に際して承継会社が発行する株式の全てが分割会社に交付されるところ、両社の協議により決定したものであり、相当であると判断しております。

また、本件分割により変動する承継会社の資本金及び準備金の額については、本件分割後における承継会社の事業内容及び分割会社から承継する資産及び負債を考慮し、会社計算規則第37条又は第38条に定めるところに従って決定するものであり、相当であると判断いたしました。

3. 新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第3号）

該当事項はございません。

4. 承継会社に関する事項（会社法施行規則第183条第4号）

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりでございます。

（2）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

承継会社は2026年1月1日付で商号を「GLC株式会社」に変更することを予定しております。

5. 分割会社に関する事項（会社法施行規則第183条第5号）

最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

分割会社は2025年10月1日付で普通株式1株を4株とする株式分割を行いました。

また、分割会社は2026年1月1日付で商号を「GLC GROUP株式会社」に変更することを予定しております。

6. 効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第183条第6号）

本件分割については以下の理由により、効力発生日以後に分割会社が負担すべき債務及び承継会社が負担すべき債務（分割会社が本件分割により承継会社に承継させるものに限る）につき履行の見込みがあると判断しております。

（1）分割会社の債務の履行の見込みについて

分割会社の2024年12月31日現在の貸借対照表における資産の額は13,079,864,352円、負債の額は9,667,123,037円、純資産の額は3,412,741,315円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。

本件分割により、分割会社が承継会社に対して移転する資産の額は632百万円、負債の額は385百万円となる見込みです。

また、本件分割の効力発生日までに分割会社の資産及び負債の状態に重大な変動が生じる事態は現在のところ予測されていません。

以上より、本件分割後における分割会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点、並びに分割会社の収益状況及びキャッシュ・フロー等にかんがみて、分割会社の負担する債務については、本件分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断します。

（2）承継会社の債務（分割会社が本件分割により承継会社に承継させるものに限る）の履行の見込みについて

承継会社の2025年8月18日現在の貸借対照表における資産の額は40,000,000円、負債の額は0円、純資産の額は40,000,000円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。

上記（1）で述べた通り、本件分割により、分割会社が承継会社に対して移転する資産の額は632百万円、負債の額は385百万円となる見込みです。

以上より、本件分割後における承継会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点、並びに承継会社の収益状況及びキャッシュ・フロー等にかんがみて、承継会社が分割会社から承継する債務については、本件分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断します。

以 上

吸収分割契約書

株式会社グッドライフカンパニー（以下「甲」という。）と株式会社グッドライフカンパニー分割準備会社（以下「乙」という。）は、甲がその事業に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（吸収分割）

第1条 甲は、本契約の定めに従い、吸収分割（以下「本分割」という。）により、不動産投資マネジメント事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を本契約第6条に規定する効力発生日をもって乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する。

（商号及び住所）

第2条 本分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

（1）吸収分割会社（甲）

商号：株式会社グッドライフカンパニー

住所：福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目17番8号

（2）吸収分割承継会社（乙）

商号：株式会社グッドライフカンパニー分割準備会社

住所：福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目17番8号

（分割により承継する権利義務）

第3条 乙が本分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、次のとおりとする。

（1）資産

甲が本事業に関して有する資産のうち、別紙「承継対象権利義務明細表」に記載のもの

（2）債務

甲が本事業に関して負担する債務のうち、別紙「承継対象権利義務明細表」に記載のもの

（3）雇用契約

本事業に主として従事する従業員との間の雇用契約であって、別紙「承継対象権利義務明細表」に記載のもの

（4）その他

甲が本事業に関して締結している売買基本契約、賃貸借契約、業務委託契約、取引基本契約書、その他一切の契約（甲の従業員との間の労働契約を除く。）に係る契約上の地位及びこれらの契約に基づく一切の権利義務

2 乙が甲から承継する全ての債務及び義務は、重畳的債務引受の方法により承継するものとし、甲は、第6条に定める効力発生日以後、当該債務について、乙と連帯して、その弁済・履行の責任を負うものとする。ただし、甲乙間の最終的な債務及び義務の負担者は乙とし、当該債務及び義務について、甲が履行、弁済その他の負担をした場合は、甲は、乙に対して、その負担の全額について求償することができるものとする。

（分割に際して交付する株式に関する事項）

第4条 乙は、本分割に際して、甲に対し、本分割により承継する権利義務に代わる金銭等として、乙の株式

1,000株を交付する。

（資本金及び準備金の額に関する事項）

第5条 本分割により変動する乙の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第37条又は第38条に定めるところに従って乙が別途定める。

（効力発生日）

第6条 本分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026年1月1日とする。

（競業避止義務の不存在）

第7条 甲は、効力発生日後においても、本事業について、法令（会社法第21条を含む。）に基づくものであるか否かを問わず、一切の競業避止義務を負わない。

（善管注意義務）

第8条 甲は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって本事業を遂行するものとし、その財産、権利義務若しくは事業又は本分割に重大な影響を及ぼす行為をする場合には、事前に乙の同意を得なければならない。

2 乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって自らの事業を遂行するものとし、その財産、権利義務若しくは事業又は本分割に重大な影響を及ぼす行為をする場合には、事前に甲の同意を得なければならない。

（分割条件の変更及び本契約の解除）

第9条 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間に、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が発生し若しくは判明した場合、又は本契約に従った本分割の実行に重大な支障となりうる事象が発生し若しくは判明した場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更し、又は解除することができる。

（協議事項）

第10条 本契約に定めるもののほか、本分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

本契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、甲と乙が合意の後、電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

2025年10月15日

甲 福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目17番8号
株式会社グッドライフカンパニー
代表取締役社長 高村 隼人

乙 福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目17番8号
株式会社グッドライフカンパニー分割準備会社
代表取締役社長 高村 隼人

承継対象権利義務明細表

乙が甲から承継する本事業に属する資産、負債、契約その他の権利義務は、効力発生日において甲が有する本事業に関して属する次の権利義務とする。ただし、甲及び乙が別途合意する権利義務についてはこの限りではない。

なお、乙が甲から承継する本事業に属する資産、負債、契約その他の権利義務は、2024 年 12 月 31 日現在の甲の貸借対照表を基礎とし、これに効力発生日の 前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

本事業に関する流動資産（ただし、乙の必要運転資金を超える現預金及び販売用不動産を除く。）

(2) 固定資産

本事業に関する固定資産

(3) 投資その他の資産

本事業に関する投資その他の資産

2. 承継する負債

(1) 流動負債

本事業に関する流動負債

(2) 固定負債

本事業に関する固定負債

3. 承継する雇用契約等

効力発生日において甲に在籍し、本事業に主として従事する全ての従業員（雇用形態を問わず、かつ出向者、休職者及び採用内定者等を含む。）に係る雇用契約上の地位及び当該契約に基づいて発生した一切の権利義務。ただし、甲が乙に承継させる必要がないと判断した甲の従業員との間の雇用契約に関する契約上の地位及びこれらに基づき発生した一切の権利義務は除く。

4. 承継するその他の権利義務

本事業に属する取引基本契約、秘密保持契約、業務委託契約、その他本事業に属する一切の契約に係る契約上の地位およびこれらの契約に付随する権利義務。ただし、乙に承継

されない資産に係る契約に基づく契約上の地位及び権利義務を除く。

開始貸借対照表

商号又は名称 株式会社グッドライフカンパニー分割準備会社

令和 7 年8月18日現在

(単位:円)

資 産		負 債 ・ 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
現預金	40,000,000	資本金	40,000,000
合計	40,000,000	合計	40,000,000

2025 年2月 28 日

株式会社グッドライフカンパニー

代表取締役社長 高村隼人 殿

第 17 期事業年度

(2024 年 12 月期)

財務報告に係る内部統制に関する内部監査報告書

管理本部長

近松 敬倫

管理本部内部監査グループは、金融商品取引法第 24 条の4の4第 1 項に基づき、当社の財務報告に係る内部統制が有効に整備・運用されていることについての保証を行うため、第 17 期事業年度末日(2024 年 12 月 31 日)を評価基準日とする当社の財務報告に係る内部統制内部監査を実施しております。

当監査では、事業拠点において財務報告に係る内部統制についての理解を得ていること、及び財務報告に係る内部統制が有効に整備・運用されていることについてテストを行い、内部統制の有効性の評価を行いました。

以下、本日現在の当該内部監査の結果について、ご報告申し上げます。

I. 財務報告に係る内部統制の評価範囲

財務報告に係る内部統制の評価の範囲及び対象は、財務報告に係る内部統制基本方針書に基づいて
おります。

評価対象プロセスは以下のとおりです。

グッドライフカンパニー … 全社統制、決算財務報告プロセス、業務プロセス、IT 全般統制
グッドライフ建設 … 全社統制、業務プロセス、IT 全般統制
グッドライフエネルギー … IT 全般統制

II. 内部監査手続き

財務報告に係る内部統制基本方針書に基づき、有効性の評価を実施しました。

III. 内部監査結果

内部監査グループが実施した内部統制監査の結果、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性のある不
備と判断されたものは 2024 年 12 月 31 日現在認められておりません。

従って、内部統制は現段階で有効であると判断致します。

1. 開示すべき重要な不備に該当すると判断される不備

該当する不備は認識されておりません。

2. 開示すべき重要な不備に該当すると判断されない不備

該当する不備は認識されておりません。

軽微な不備が 1 件発見されましたが、提出された業務改善報告書を基に、18 期の内部監査にて
改善状況確認を実施いたします。

※詳細は別紙をご参照下さい。

以 上